



# リーチサイトの現状について

平成29年7月28日  
一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構

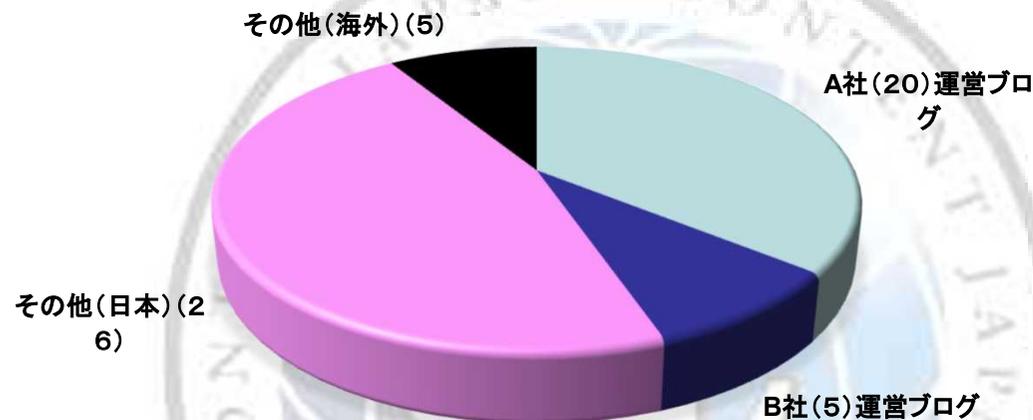
1. リーチサイトの運営者等
2. 検索結果表示抑止の効果
3. 広告出稿停止について



# リーチサイトの運営者等について



現在CODAが注視している動画のリーチサイト56サイトの運営者  
(いずれもWhois情報による)



A社はテレコムサービス協会会員ではない。

また、その他（日本）はレンタルサーバーを利用して個別にサイトを立ち上げているものであるが、テレコムサービス協会会員でない会社のサービスを利用していると思われるものが、19サイトである。



# 検索結果表示抑止の効果



検索エンジン運営会社に対する検索結果表示抑止の効果については、当該会社の対応により変遷している。

平成28年前半：

リーチサイト全般について対応されず。

「法的に不明確であるので対応できない。」旨の回答あり。

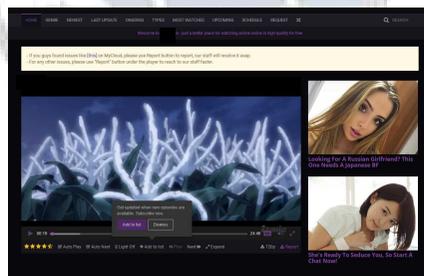
平成29年2月：

一部のリーチサイトの作品へのリンクが掲載されている個別ページについて対応される。

CODAにて66件申請したところ、54件について拒否された。

対応基準は不明であるが、以下のようなエンベットのものは対応されたと推察される。

また、リーチサイトのトップページについては拒否された。



平成29年7月：

リーチサイトの作品へのリンクが掲載されている個別ページについて対応されるようになった。





# 広告出稿停止について



広告出稿をサイトにおいて行うことで得られる広告収入を収入源としている権利侵害サイトが多々あるため、広告出稿を抑止することが可能であれば、侵害サイト運営者の収入源を断つことができ、侵害サイト運営者が侵害行為を行うインセンティブをなくすことが可能になると考えられる。

ただし、違法サイトにおける広告出稿が違法ではないことや日本におけるインターネット広告配信は多層化していること等の事情により、広告出稿停止も必ずしも容易ではない。

